

関西労災職業病 No.27

関西労働者安全センター

1976.7.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

主張

来る8月2日、南大阪労働者診療所（松浦診療所）がいよいよ開院となる。南院に至るまでには、我々関西労働者安全センターは勿論のこと診療所設立準備会・労職研の医師達、戦前の無産医運動から戦後民医連運動へと一貫して人民医療活動を続けてこられた人々、そして全金全港湾などを始めとする南大阪労働運動、等々ど本当に広大な人々の力がこの診療所のために注がれてきたのである。我々はこの人民の力の結晶ともいふべき診療所開設を心から

祝いたいと思う。一港湾労働者は「ほんまにようでけた」と幾度も感慨深くつぶやく。診療所は確かに人民のものである。またそれだけに診療所が負う責任は重い。オーナーに経営的に診療所を守り抜くこと。オニに、設置された診療所運営委員会とともに、人民医療の拠点として労災職業病斗争をはじめ人民の斗いに奉仕していくこと。オニには、全国の医師・医学生を組織化していく拠点となることである。これらはどれをとらあげても困難なことである。が、全て達成されねばなら

ない。そして労働者人民が力を合わせる時必ず成功する——我々はこの確信している。診療所は安全センター運動の一つの節として生みだされてきた。確なに一歩前進である。が、それは逆に我々の斗いがより具体的により豊富なものとなる

労働者診療所の開設を祝う

育てよう労働者人民の手で！

運動へと一貫して人民医療活動を続けてこられた人々、そして全金全港湾などを始めとする南大阪労働運動、等々ど本当に広大な人々の力がこの診療所のために注がれてきたのである。我々はこの人民の力の結晶ともいふべき診療所開設を心から

員会とともに、人民医療の拠点として労災職業病斗争をはじめ人民の斗いに奉仕していくこと。オニには、全国の医師・医学生を組織化していく拠点となることである。これらはどれをとらあげても困難なことである。が、全て達成されねばなら

り返して言おう。この診療所を生なすも殺すも安全センター。そして労働者人民の斗い次第である。

我々は診療所に全てをまなすのではなく、逆にこれを我々の力で育てあげていこうではないな。

よう診療所から要請されていこうとある。繰

診療所開設記念

特集

人民医療の厂史と課題

南大阪労働者診療所の設立が決して一人安全センターの力によるものではないことは既に主張において述べた通りである。医療活動を通じた階級斗争への貢献、その運動の厂史は戦前にさかのぼる。無産者診療所の運動以来、この一人

【そのI】 阪神医療生協の生い立ちと活動

(一) 東尼崎診療所の歩み

昭和29年、尼崎の中
央病院で、妻には不良
品を使い、給食の悪さ

患者に対する冷いあつ
かいに、入院患者がは
げしく待偶改善の抗議

人民医療の厂史を今再度見直してい
くことは、我々にとって極めて貴重
な作業である。それは無限に多くの
教訓を提供してくれる。今特集はそ
の一環として、現在「人民医療活動
を指摘する人々の苦闘について、その
報告を掲載する。(尚 一部次号へ)

を起しまし
た。この抗
議は尼崎市
民の多くの
人の注目を

引き、尼崎地評、日本
患者同盟の支援を得て
全面的に勝利しました。
この運動の中心の入院
患者に赤田清治(現在
阪神医学生協専務理事)

がいた。

彼を中心に退院患者
五名が「貧乏人に対し
ても親切で、やさしく
よくみてもらえぬ病院
を自分達で作ろう」と
風雪、著者、師岡佑行
より」と発起した。昭
和30年3月「東尼崎健
康を守る会」を発足し
や一步を踏み出した。
この基礎の上に、弁
会を中心にしぼらく活
動を続けようという意
見と、診療所を無理し
てでも作り、守る会を
強めるといふ二つの主
張が討論され続けた。
大勢は診療所建設に早
急に着手すべきという
案が総会で決定された。
この間、堤防工事中に
負傷した被災者の労災
打ち切りに対する基準局
抗議活動、積水化学の
薬品人体実験中毒事件
に対する取業病斗争に
全面的支援をし、勝利

を支ち取った。

一粒の種はまかれたが、診療所建設のための資金は頭を痛めた。毎晩のように理事は集り、一つの決断をした。一人50円を集めまわり赤田・遠藤は自分の家や私財を走ってその資金にあてた。診療所を建設後の苦労は医師探して、何度かなげ出す空気もありましたが、常任の医師は選定されました。次の苦労は人件費です。資金難のために何度も人件費のあと払いが続きました。そのために、たのもし講で金を集め、住民には「たのもし」診療所とさえいわれました。また、タバコ代がなく、待合室の火鉢から吸いカスを集めてタバコ代のかわりに当てたりしたものです。

診療所の基本的活動として、医者にもかかれない貧困者層の生活

医療相談が中心を占めた。行政は医療保護、生活保護を打ち切るためやつきとなり、赤田氏は毎日のように生保の人々の涙声を聞き、福祉事務所にとび、福祉事務所はまた生保の人をいじめる、生活保護者は訴え、赤田さんや理事会は再びとんでいき役人をあやまうそんな毎日でした。こうして生保の守る会は作られました。この中で活動中の人々が肺結核でつぎ／＼病におかされ、病を治す人々が病になるといふことが生み出されました。昭和36年、小見マヒ対策のため、生ワク輸入運動が行われた。あちこちの家で集会をや

り、スライド学習会をやリ、ヤがてどれが班づくりを形成し、県征生局に何台ものバスを連ねて抗議し、最後は守る会の活動は実りました。

(二) 粉争

カニに種をまかせ実がなると一夜のうち盗む、サルカニ合戦のおとぎ話があります。昭和36年、診療所の一看護婦さんの共産党離党に端を発し、彼女の解雇を市共産党は診療所職員におしつけたのです。しかし職員は、仮に考之方がちがつても、首切りは許せないとこの立場にたちました。ついに党市委員、具委員会はどのような取員の除名を決定

27号の案内

- 主張 (1ページ)
 - つゆ者診療所の開設を祝う―着てようつゆ者人民の手で!
- 特集 (こら11ページ)
 - 人民医療の歴史と課題
 - 阪神医療生協・富田町診療所・千里丘協立診療所・人民医療雑誌上田等々
- 特別報告 (12、13ページ)
 - つゆ回帰脱研夏期合宿報告
 - 合宿事務局
- ニュース (14、17ページ)
 - 福井 岩佐共斗・京都 日吉町支部・京大 日本電池支部・北大阪 中津地域共斗・尼崎 阪神支部・南大阪 米運分会
- 寄稿 (18、20ページ)
 - 研究室を足場にした反労災・取業病、公営斗争 (その8) 岡大往生

し。これを契機に尼崎に於る診療所争奪が、尼崎地評をまきこみ、尼崎斗争に、ついで最大の斗争になりました。その結果、職員とそれを支援する人々は排除されました。

(三) ヤー保健会・診療所の結成

兵庫県から追放された人々は、今度はできるだけ所有を大衆化させ、もう一度やりなおそうと、常光寺に保健会と診療所を作りました。ここに参加した人々は、組織の私物化を許さないことを条件に方針や行動で影響を与えても、利用主義は許さず、そのために所有を大衆化し、運動を大衆化しようと考えました。

(四) 阪神医生協の結成

昭和45年、ヤ三診療所の建設を契機に、ヤ一診療所、小中島診療所と合わせ、所有をまづ少数者から開放するため、医療生協運営に切りかえました。結成以後、組合員に大気汚染による呼吸器障害の調査を何百軒もまわり、アンケート調査をしたリ、スライドの集会を、向度もくり返しました。全国金屈富士鋼管支部が健診を要望する大会決定をし、以後ずうつと協力関係を続け、その安全活動に対する熱意にたいへん教えられるてきました。ヤンマーの工場騒音振動に対し、住民と一諾に工場内に百名近くがなだれこみ、騒音

振動をやめさせる交渉を工場内でかうとり、工場内立入り権を医生協としてからとりました。国民健康保険値上げ反対では、婦人の多くの参加で、市会が流会を続けるほどに激しく交渉し、ついに値上げを許しませんでした。公害認定地区の拡大でも、婦人の多くの方が市と深夜まで交渉し、その地区の画期的な拡大を得ました。

これらは、各診療所の支部活動の日常の積み重ねによるものといえます。

(五) 皆でかかわれる医療活動

私達は無産診療所の

精神を切り、権力に追われる人々を防衛し、被災者の苦しみと治療と予防を支えることを基本としています。

医療も歴史的社会的関係としてあります。労働者は労働者らしい健康に対する闘いを、医療従事者は医療従事者らしい闘いを、そしてお互いに「皆でかかわる医療」をめざしていきます。

(六) 医療の公開と衛生予防活動

医療はとどめのないシステム化と技術の分業が資本制的に発達しています。「安くよい医療」は「医療の公開」と「衛生予防活動」に切りかえらねばならず、ないと思えます。しかもそのことを思い

きり大衆化し、「卑病活動の自主性とその援助」「取場、住民の予防衛生活動」に向けられぬはなりません。私達は組織が拡大するとともに、大衆化するとともに、「医療綱領」をま

すまふ必要としています。奥面でも苦斗して診療所活動をしていられる方々や、岡山大学衛生学教室と経験を交流し、新しいいぶきを毎日の活動に生かすための、是非皆

様の御協力、御指導を期待しております。

(文責・山下五郎)

【そのII】

地域活動の拠点として

富田町診療所

富田町診療所は昭和29年に設立された。当初は大阪医大の先進的學生を中心に医療工作隊として、当時は医療機関のごく少なかった当地で活動し、次第に診療所を形成していった。

富田町診療所は昭和29年に設立された。当初は大阪医大の先進的學生を中心に医療工作隊として、当時は医療機関のごく少なかった当地で活動し、次第に診療所を形成していった。

富田町診療所は昭和29年に設立された。当初は大阪医大の先進的學生を中心に医療工作隊として、当時は医療機関のごく少なかった当地で活動し、次第に診療所を形成していった。

にかかわつていく方針を決め、地域の労組や公営斗争組織と連携を強め、主に医療の面からこれに参加していった。

党派引きまわし

との斗い

昭和40年、相川病院斗争が起つた。右翼化し、議会主義政党に橋落していった日本共産党は、民医連の各医療機関が、医療の面から水うの大衆活動を推進して行くことよりも、向よりもまずおのれらの完全な支配の下に選挙投票の依頼道具になることを強く要求した。これに反対する北摂医療ブロック、就中、相川病院に対する攻撃を強め、理事会の多数を占めることを根拠に

これをのつとり、活動家の追放を行ってきたのである。

北摂医療ブロッカーは、挙げてこれに反対し、相川病院斗争に参加した。

一年にわたる斗争の中で、相川病院、茨木診療所は彼らの支配するところとなり、富田町診療所、千里岡協立診療所は民医連を敗退、独自の大衆的な医療活動を展開していくことになった。

この間、日又は大衆運動の面でも、我々の私業労災病や公害の斗争を切り離し、妨害を強めていった。これに対し、富田町診療所は宇山カーボンの斗争など、従来の斗争を継続した。

これらの斗争の中から北摂労災私業病対策

会議が生れ、独自の組織として発展していった。

活動家の

根拠地として

一方、経営は相変らず苦しかったが、ようやく地域の大家との結合も深まり、部落解放同盟と連携し、地域の学習会等に参加し、解放運動に積極的に参加してゆき、また、診療所従業員は北大阪合同労組の一員として、地域の未組織労作者の組織化の運動に活動した。この時期、公害反対斗争は昂りをみせ、大日本セロファンや大平マンガン、植田マンガなど、多くの斗争に特に医療面より参加した。

これらの斗争は診療

所自体として参加したものもあつたが、その多くは診療所構成員が個人として参加していった。

この間診療所はこれらの人々の根拠地の役割を果たした。

地域に根を張る

医療活動

富田町診療所は昭和42年に、それまでの人格なき法人から正式に医療法人となり、その後、千里岡協立診療所の合併、分離や、うえだ下田部診療所の設立

などの経緯があつたが一貫して、不十分な施設、能力をもつて、できる限り地域の医療の要求に応え、休日の診療や、救急患者の診療見捨てられた老人の若療等に力を尽し、地域に根をはる一方、診療所構成員が労災や私業病、公害の斗争、あるいは未組織の組織化をはかる組合運動、各々のめざす政治活動、解放運動にかかわり参加していく方向を広く保障してきている。

お知らせ!

ヤ4回関西交流集会報告集

がようやくでございました

一部三百円、ご注文はセンターまで

反動的社会保険行政 に対する闘いを

千里岡協立診療所

健康保険制度やその行政機構は、重要な社会保障の柱の一つであるにもかかわらず、いかに反動的内容をもつものかを、次の報告で明らかにしたいと思ふ。

清水氏の 肝硬変による死亡

清水清男氏。大正11年3月生れ。昭和51年4月肝硬変に余病を併発して死亡。同氏は永年大阪銚商健保組合の被保険者であった。家族の生活を支えるため、10年以上難治性の肝炎をわずういながらきびしい労働を続けて

きたが、昨年3月吐血し、食道静脈瘤破裂と診断され、済生会茨木病院に入院した。この時、大阪銚商健保組合によつて、肝硬変を初診と認定され、同疾病で傷病手当金が支給された。同年10月末まで同氏は、入院、斗病生活を続けながら、一日も早く職場復帰を待ち望んだが、生活の困窮に耐えかね、わずかばかりの出資金の返還と退取金をのめてに退取した。同年3月に肝硬変を初診と認定され、以後5年間の「継続療養資格」で治療費がまかなえると考えたのは

いうまでもない。同氏は退取と同時に「継続療養受給申請書」を同健保組合に提出した。ところが、同年12月10日頃、同健保組合から受給申請の不承認通知(同年11月18日付交付)を受け取つたのである。その理由は、昭和41年頃より治療を受けていた慢性肝炎が肝硬変と因果関係あり、従つて、治療開始より5年間を経過しているというものであった。つまり、昨年3月、同健保組合が自ら決定した「肝硬変」の初診日を退取して18日間も経過した後になつて、事前に本人の了承も求めずに一方的にくつがえしてしまつたのである。

健保組合による 一方的「初診日変更」

斗病生活と家計を考へぬいた末退取を決定した同氏はもとより、家族のく達の驚きほどのようなものであつたらうか。同氏の奥さんはただちに、同健保組合に、一方的な初診日の決定変更に関する申し立てを、吹田社会保険事務所へ「任意継続被保険者資格」受給の向合わせを行った。だが、同健保組合の返答はあくまで決定通りであるというだけであり、一方吹田社会保険事務所は退取後10日を経過しているということ、事情も向かずとありあつてさえくねなかつた。

奥さんと私達は大阪

府の保険課を訪れ、吹田社会保険事務所の不当性を追及し、ようやく任意継続申請書の受理をさせた。あわせて私達は、大阪府社会保険審査会に、同保険組合の一方的な初診日変更の異議を申立てたが、審査会はこのような初診日の勝手な変更の非を認めるどころか、逆に、昨年3月の初診日認定がおかしいと主張し、ことによつては傷病手当金の返還を求め、るかも知れないといふのであつた。

私達はこのような審査会の話を通に思ひながら、一刻も早く保険を取らうと、やむなく「任意継続」に望みをたくすことにしたのであるが、これすら吹田社会保険事務所に却下されてしまつたのである。理由は申請が退却後10日間を経過しているというものである。

**府社会保険審査会
「任意継続」を棄却**

私達はこの吹田社会保険事務所の決定を不服として、大阪府社会保険審査会に審査請求を行つた。

大阪鉄商健保組合の「継続療養」についての初診日変更が、退却後10日以内に本人に通知されていたものならまだしも、退却後18日を経過してしまつた後になされたものである限り、「法定期間10日間」の法律の適用は不当であり、「任意継続」の申請提出が遅れた責任は当然同健保組合がおうべきで、「任意継続」の資格は当然与へらるべきだ。という内容である。だが、大阪府社会保険審査会はこの審査請求に対して、吹田社会保険事務所の決定が正しいとして棄却してしまつたのである。

**最後の方法
中央審査会へ**

私達に残された方法として、大阪府社会保険審査会にかかる棄却に対して嚴重に抗議し、上級審の中央社会保険審査会に、現在再審査請求を行つてゐる。

健保組合（大阪鉄商）や、社会保険事務所へ吹田が被保険者であつた者の権利を、本人を無視し、初診年月日の一方的な改ざんを行つて、「継続療養の資格」を剥奪したり、また、「任意継続の手続」さ

之、当初拒否したやり方を私達は認めることはできない。さうに、これらの間違つた処分決定と行政的あり方に審査機能と処分権限をもつた社会保険審査会（大阪府）が、誤つた決定を何うとがめることもなく、逆に、患者が受けた苦痛と、現実的負担を無視し、憐れなおうとさへしなかつた棄却決定に、私達は心底から憤りをおぼえる。

**時代遅れの
健保制度**

本年7月より法律として「退却後の任意継続申請期間は20日間」に延長されたことでも明らかなるように、「10日間」といふ非現実的な法律内容は、被保険者の権利を無視したもの

である。いまや健康保険制度がその行政機構を占めて、いかに時代おくれの反動的なもの

であるかは明白である。私達は、清水清男氏の権利の回復の斗いを通じて、健保法の反動性

と行政の反人民性を追及していく決意である。

その四

「人民医療」雑感

時代を超えた運動の生命力

上田 算

「人民医療」の戦線で斗うことを生涯の任務と思ひ定めていた私が政治上の理由によって、その戦線から排除され、転身を余儀なくされて十数年を経た。医療から遠ざかっている私を近頃、一世代も異なる若い活動家諸君が訪れ、闘争や医療運動の状況を語ってくれる。また、短時間であつたとはいへ、若い医師や医

学生諸君の台席に参加する機会を得て、若い人々の「人民医療」を目標す眞剣さとエネルギーに心を打たれた。いろいろ（な過程を右余曲折しながらも、時代を越えて人から人へと引き継がれていく運動の強かな生命力に、今更の如く確信と希望を託し、微力ながらその戦線周辺の一員として努力しつづけたいと思ふ。

人民医療の

新しい局面

「人間の健康障害や死のあり方は国によつて差がある。一国の中でも、その人間の所屬する階級、階層によつて著しい差がある。病気の治療と予防は科学の進歩によつてめざましく発達したが、資本主義制度の下においては、その享受の程度は、そ

の人間の所屬する階級階層によつて著しい差別がある。この当然ともいえる矛盾の解決のために日本においても先進的運動家が、生命をかけた、迫害にも屈せず、犠牲と努力を惜しまずに、長い「斗いがくり返され、引き継がれてきた。また、今更に又きい力をもつて

闘い続けられている。飢と貧困、栄養不良と結核と寄生虫が「医療」の中心であつた戦前、戦後から、医療は大病院と電子機具まで駆使した近代医療に発展した現在、皮肉にもその科学発展ゆえの新しい疾病が、労働災害として、職業病として、公害病として、人々の健康をむしばんでいる。科学や技術の発展が即ち人々の健康や幸福

を保障するものではなく、むしろその逆に近頃いともいえる状況こそが今更めて人民医連運動の発展を必需として

政治との関係

徹底した討論を

「この問題は、臨床医学や技術で解決できるものではない。多くの医師は身体の部分の病気をみて人間全体をみない。人間をみても社会をみない……」
医療や健康を社会との関連で正しくとらえるという、人民医療にとって原点とさえいえる当然のものを見方をめづって、人民医連運動は、たえまなく、外からの攻撃、内部での闘いをくり返さねばならなかった。外的圧迫は

ともかくとして、運動内部における政治と医療の関係、政治が技術かの対立、あるいは活動家間の思想や政治的信条の相違の問題、組織と個人……これら

の過程と結果をたえまなく左右してきた。私はこれらの諸問題をさけるべきだという立場からこのことを言っているのではない。否、逆に、医療そのものが社会的性格をもつゆえに、これらの諸問題をさけて通ることができないことを明確にした。——たとえ、この運動に参加する人々の個人の願望や立場がどうであらうと——
戦前戦後の人民医連運動の歴史の中で一つの重要な経験は、このことを明らかにしてい

る。これらの問題を正しく解決する立場に立たなければ、費やされるぼう大な努力や犠牲や善意は浪費されてしまうだろう。

戦前の無産者医連運動の輝かしい伝統を引き継ぎながら、墜落した政党の集票機関に墜ち、体制支配の補完物になり下った。いゆゆる人民医連運動の実体や一方、また、政治を拒否し、恐怖し、事実上目をつぶし、支配体制に屈服して、いゆゆる専門馬鹿に墜したともいえる技術者の姿は、今後の人民医連運動に無限の教訓を与えてくれているのではなからうか。

「紅和專」の旗

を守り続けよ

パンフ紹介

原子力労災

第2号

(編集)

岩佐労災支援共闘
年間購読1200円
連絡は安全センター

反公害輸出

通報センターニュース

No. 3

反公害輸出通報センター
事務局

東京都文京区白山

1-37-59
自主講座分室内

(03) 815-1648

また「健康上の最大の不平等は、未開発地域の貧困な人々と先進国の裕福な人々との差別である。先進国の中でも上下の階層の間に目立つて差があるがその差は、両地域の貧困な人達同志の差ほど大きくはない。」今日の世界の状況をみれば病気の圧倒的に多い国に、医療施設や訓練した保健担当者が最も少く、病気の最も多い国が病院や施設やあるいは雇いられないほどの医療専門家を多数擁しているという事は、悲劇的皮肉である。年に何千万の後進国の人々が、栄養不良のための伝染病、寄生中、結核……といった、私達の忘れ去った病疫のために生命を失っている事実と、現在我々が直

面している事実とを統一的に直視できる立場が「人民医療」にとつて要求される立場ではなからうか。
紅和野（革命精神に徹し、同時に専門技術を高のよ）は、中国人民の努力目標であるという。我々もまた、あうゆる困難に耐えつつ、この旗を守り続けねばと思う。

註 文中「レ内は
 レフ、レレフ著
 『健康と人類』
 （岩波書店）
 より引用

夏期一時金カンパに

御協力を!!

早速、多方面からカンパをお送り下さって、ありがとうございます。
 労災保険法改悪糾弾の闘いも、左記の様に実行香を兩催する段階まで来ました。闘いはまだまだこいならず。更に又、各地域・組合毎に労基署斗争等の行政斗争の火の手もあろうとしています。
 我々は一層、闘う人々と共に、闘いの中に身を置き、自らも鍛えていかなねばと考えています。
 安全センターの運動を理解し、一層の支援を下さる様願うべく、引き続きカンパを御請をいたしますのでよろしく御協力下さい。

案内

・ 第1回 労災保険改悪糾弾実行委員会
 (時) 8月25日(水) 午後6時より
 (所) 大阪市立労働会館(森之宮)
 呼びかけ人
 実行香(準) 代表 末川 博
 安全センター 事務局長 豊田 正義

特別報告

眞の力は労働者大衆の中に

Ⅱ 爭議支部との交流で

確信を得るⅢ

……才2回労働研究夏期合宿 合宿事務局……

7月15日なら4日間は東北、南は九州に至る全国の医学生30数名を含め、約50名が現場学習をおこなった。この夏期学習は、京大阪大労災職業病研究会及びひなけ、関西労働者安全センター・南大阪労働者診療所設立準備会の共催で行われ、昨年引きつづき第2回目である。医学生運動の一定の停滞という時期でもあり、終始真創な活動と討論が行われた。以下は今回の合宿の視点と、現場学習・討論会での問題点を

あげ、報告としておきたい。なお、合宿は南所周辺の南大阪労働者診療所（松浦診療所）を拠点におこなった。

請負主義の

克服とは……

今回の合宿はこの因の労働運動の総括のなから勝取、たつ請負主義批判をいかにいやすなという視点を準備段階で徐々に強く打ち出した。「請負主義批判」は医療戦線が良心的に労働者階級に及

なゆること、すなわち治療を求めざる労働者にブルジョアヒューマニズムの観念、あるいは自分の興味・知識の枠を限定してななかり医療活動を行う事な労働者階級の団結を妨げることになるという我々の犯した「誤りの総括」ならでできた思想である。

それは労働者解放を勝ち取るための一歩を確実に歩むために、個人として現象する労働者の要求をしんしに受けとめ、労働者と共

にその疾病の発生する

社会性・歴史性を分析し、運動・斗争の一環として治療行為を位置づけ、その中で階級意識の高揚・団結を固める事のテコとなることである。この思想が請負主義批判であり、これを実現するためにはもつともつと労働者と結びつくという条件は必要不可欠である。この条件こそななかり始めて、自分の思い込み、興味・趣味、知識の枠から労働者階級に及ぼされる安っぽい「請負」を克服する事なで

現実を基礎に

闘いを方向づけよう

全国から集まった肉題意識を持つ医学生に

中、労働職業病という
 舟をきめ、それを基準
 にして交流会などを設
 定すべきでない。思い
 込み、主観からわれぬ
 れの方向を打ち出すの
 ではなく、現実の労働
 者階級の状況・斗争の
 現実、それに対するわ
 れわれの立場、この客
 観的材料を基礎にして

我々は何を学んだのな……

以上の大まなぼ考え
 から次の事を行った。
 現場学習は12班にわ
 けて全港湾・全金の中
 心とする職場訪問、釜
 ヶ崎の定態調査を行っ
 た。とりわけ争議支部
 へ行き、厳しい階級斗
 争の現実に触れ得た事
 は、労働者階級の力強
 い斗争に及ぶる事がで
 き、確信をもつ事がで
 きたと多くの参加者が

われわれの斗いを方向
 づける思想を身につけ
 ようではないか。この
 ような思想のないおし
 やべりは空想であり、
 観念論であり、スルジ
 ョア思想を克服できな
 いし、いくら階級斗争
 になかろうとしても
 結局それをなすとげる
 事ができない。

感想をのべていた。
 また、一日だけでは
 あったが全港湾沿岸南
 支部米穀運送分会での
 労働は、参加者に労働
 の厳しさを教えるのと
 もに、米運分会員との
 交流をはつらつとさせ
 たいに積極的な発言を
 引き出す事ができた。
 講演は南大阪労働運
 動の中心を担っている
 全金・全港湾の4人の

労働者が斗いの歴史と
 現状を報告した。
 最終日には、戦前、
 戦後の労働者診療所活
 動に実際にならわつて
 きた人たちが講演、共
 産主義運動における医
 療戦線の重要性、また
 確信をもって大衆に真
 に依頼し、信頼されな
 ければ、口先やたてま
 えでどんなに革命的な
 事をいおうとも真の力
 にならぬ事、これら
 の事を平易に学ぶこと
 ができたと考える。

紹介パンフ

「労働者針灸学習会テキスト」

針灸治療を活用し
 闘いの前進を勝ち取る」

（連絡先）
 南大阪労働者診療所
 関西労働者安全センター

【一部 五〇〇円】



前線から

福井

形だけの事情聴取を許すな

事情聴取を公開にさせること、継続化させることであつた。6月上旬から福井、敦賀の市民、労働者と何回となく話し合いをもち、当日は福井の青年労働者21名を含め引名で、事情聴取を公開にさせる

私達は7月7日、岩佐氏本人の事情聴取を勝ちとつてきた。7日に臨む私達の態度は、之度と敦賀署のようではないためにマネをさせないために

べく行動を行なつた。それに対して福井労基局は全職員半数30人以上へ中に私服な2人（入入口階段でセケを張るといふ対応に）
結局、弁護士と川島労災審査官との5時間及び話し合いの結果事情聴取の形態は弁護士2人、原子カの前門家ノ人と本人という形になつた。午前中は岩佐氏と弁護士ノ人と主張していた川島審査官が午後になつて急に誰かにネジをまわされたらしく、岩佐氏本人しり認めないと言ひ出す始末で、全く誠意の一な

けらもみられなつた。しかし21名の福井の青年労働者が結集したことをカに、原子カの専門家を1名、代理人として認めさせることができた。
事情聴取自体はわずか一時半で、本人しな知らない原子カ建屋内での作業中のことなど、はんじんなどころは一切述べてなかつた。次回期日の打診をする

求している最中に、7月15日付で田代医師に打ちして意見聴取にたいよ（期日7月22日）との通知がきた。本人の事情聴取はわずか一時半で片づけ、次に移ろうといふのである。このままでは田代医師の事情聴取も、形だけのもので終わる危険がある。私達は決して形だけを置いて事を済ませようとする川島審査官の官僚的態度を打ちやぶり、今後も斗つていく決意である。

京都

18年ぶりに マンタン中毒認定

京都府日吉町の板下マンタン中毒で労災認定さんだ18年ぶりにマ

18年同寝たきりの橋下さんを放置してきた労基局を攻め落とししたのは、じん肺患者同盟に他ならない。所のじん肺健診をきつかけにして、昨年7月に支部が結成され、数多くのじん肺認定をもった。更に、10月、11月には「じん肺」だけではないマンハン中毒もある」と、関西労働者安全センターと協力して、自主健診を実施した。橋下さんをはじめ多くの患者が発見され、ますます重症の3名の労災申請をし、3名とも認定をとった。

園部監督署が今年の2月までに認定すると約束していたのを、京都労基局が横やりを入れて妨害してきたが、ついに労基局をも追い

詰めて認定をならしたものである。

そして、7月3日に才2回定期総会がもたれ、一年間の活動の成果が確認された。「町のじん肺健診を実施させ、それをきつかけに支部を結成できた事、支部として労基局の責任を追究して、マンハン中毒の認定をとり、健診を約束させたこと、これらは我々の団結の結果である」と支部長があいさつした。そして、「この3月に中止になつていて健診を何処でも実施させよう」と確認した。

日吉町支部の前進は、全国の休庵止鉦山の元労働者を力強く勇気づけるものである。京大熊野寮の炊事婦のFさんが今年の6月に退職した。20年間の炊事労働で、ひざの関節をやられ、これ以上働けなくなつたからである。明らかに公務災害であるにも、ななゆらぎ、全く放置された。Fさんは一年毎

京大が 学生寮の炊婦を 使いすて……

京都

に契約更新をしてきた臨時職員だからである。こんなデタラメなことは許せない、と寮の学生がたちあがり、Fさんとともに闘っている。Fさんの公務災害申請に対し、大学当局は「ようやく重い賭をあげた所で、まだがんばり続けな

京都府全国金屋日本
 電池支部が斗ってきた
 夜学生の通災が、不服
 審査でも業務外にされ
 た。

これは
 仕事に終い
 した後で学
 校へ行く途
 中の通勤災
 害である。
 「夜学生は
 学校へ寄っ
 て帰る可
 のが通勤だ
 。」とい
 たり前の主
 張をしたに
 過ぎないの
 についたの
 だ。労基局と審査官は
 「学校へ行くのは寄り
 道だから通勤災害では
 ない」と言い出したの

≡夜学生の≡ ≡通災を業務外≡

〈京都労基局・不服審査に於て〉

京
 都

である
 最後は、「法律でき
 まっているのなら仕
 りがない。あんたらで
 律をなえろ
 しろ」と罵
 って下した
 決定である
 全国の夜学
 生全員に適
 用されるの
 を恐れたの
 である
 五部と地
 本は「これ
 は一人だけ
 の向題では
 ない」と
 今後とも中
 央審査会と
 裁判に訴えて
 闘い続ける
 決意である。

大阪
 北
 地域共闘定例交流会で
 職業病討論会

全金岩井計算センタ
 ー・全港務百川分会な
 どが中心になつて作っ
 ている中津地域共闘の
 7月定例交流会が15日
 行われ、約30名の地域
 労働者が参加した。今
 回の交流会テーマは「
 労働運動と労災斗争」
 で、全港務沿岸南支部
 安全委員会・関西労働
 者安全センター・岩井
 計算センター支部の方
 からそれぞれ報告を行
 った。討論の中心内容
 は、労災斗争が単に患
 者を見つける運動にな
 っていないこと
 労災企業内協定は労働
 組合の組合員一人一人
 のものに十分なりきる

ことを考えて話さない
 と真の力になりまらな
 いというものであった。
 その後、中国ペリと
 職業病治療についての
 説明と基礎的技術の更
 践が行われた。その中
 で、技術指導に当った
 労働者は「ハリ治療は
 労働者相互の信頼感を
 強め、また被災労働者
 が闘いながら積極的に
 自分の体を治すのに手
 いれと話していた。
 なお、8月の交流会
 は17日に納涼ビアパ
 ティーと決定されてい
 る。

尼崎

出稼労働者の 脳卒中死を労災に!

ヤンマー尼崎工場で働いていた田中源三さんの脳卒中死亡が、去る7月20日、全国出稼組合連合会等により、尼崎監督署に労災申請された。

田中さんは昭和43年より鹿児島からの出稼工としてヤンマー下請けの福田工業所に雇用され、鋳物の雑役を行っていた。60才をこす老令で、一日約3時間の仕事を行い、蓄積疲労のため高血圧をきたし、49年2月に脳出血で死したのである。一人ぐらしのアパートで誰にもみとられずに死した。この

部屋は契約も部屋代の支払いも福田社長がやっていた。出稼者にとつて実質上寄宿舎と考えられ、健康管理下にあると考えられる。

この死亡についてはヤンマーと福田工業所に対し職場改善と団交要求の裁判を闘っている。全金阪神支部が労基署へ調査要請を出していたが、前の社長にすりあげられまいま、今度、全国出稼連合と関西労働者安全センターとにより、鹿児島の出稼者の説得や、尼崎労働者安全センターによる調査でようやく申請のほこびとなったものである。

20日の労基署交渉には、支援者十数名が参加して、早急に業務上認定

7月24日、全老湾治、岸南支部米穀運送分会は、各組合、関係各所に呼びかけ

米運腰痛斗争についての説明交流会を行なった。8ミリ映画による米運の労働実態説明の後、支部安全委の方から、「腰痛斗争は米運に学べ」という方針でもって、的り組んでいく米運の転業病斗争とはどの様なものか、

の
い
の
闘
い
の
教
訓
を
共
有
し
よ
う
。

南
大
阪

そして又、支部安全委の安全斗争についての基本方針の話があった。「斗争なくして安全なく、斗争は必ず勝利の展望はひらける」といふ中、闘いの中で闘い学ぶといった基本姿勢で闘われている米運の闘いの教訓を多くの労働者に知ってもらうと同時に、闘いへの一層の支援を訴えて解散した。

研究室を足場にした 反労災・職業病、公害斗争

その8

岡山大学 社会学教室 有志

松尾鉦山 鉦毒事件

前回紹介した土呂久鉦山と極めて良く似た例が同じ宮崎県に起っている。その松尾鉦山は日向市より山内郡に入った現湯郡本城町にある。大正四年に発見されたが、本格的に操業が始まったのは、日本鉦業が買収（昭和九年）して以来で、鉦を採掘、精錬し、残滓は佐賀南精錬所へ送っていた。約八十五人の労働者が従事していた。戦争中休鉦の後、昭和二十一年に再開し、三交代で昼夜にわたって煙を出していたという。昭和三十三年に操業は休止した。

この鉦山の被害も土呂久の問題が表面化すると同時に元従業員を中心に告発された（昭和四十七年一月）。四月には地方基準局により組織された検診団（九州大、石西伸教授ら）が元従業員六十一人の検診を行ない、その後、更に精検を行い、翌年三月慢性砒素九名、じん肺管理四該当者二名が業務上疾患有病者と認定された。九名の被害者の中、二名は現在も日本鉦業との補償示談を拒否している（最高二百五十万円、他七名は再請求をしないということで作立した）。

私共は土呂久の自主検診に引き続いて日向市において、四十名について検診を行った（昭和四十九年九月）。

検診者中には六名の鼻中隔穿孔を有するものが見られ、鉦毒のひどくなった事をまざまざと教えられた。中には左右の鼻腔が外見的には判らない程度にやわとつづいていてのみといった、未認定被害者もみられた。毎年のように冬になつて寒風を吸うと疼痛を来し、耳鼻科へ行つても鼻炎だろうということ、本人もまさか鉦毒によるものとは知らなかつたのである。

顕在化するのは ほんの氷山の一角

松尾鉦山全労働者数は行政の把握によるだけでも二百八名にのぼり、現住所の把握されたものは百四十一名である。このことでも休廃止鉦山の離散労働者の被害問題を明らかにすることの困難性を伺うことができる。いやは鉦山労働による健康被害の存在を問題が、顕在化していることさえ知らずにいる人達か

少なくないであろうこと。健康診断を受ける機会を得ることのできる者は更に限られてくるのであろうと指摘できる。カドミウムや砒素による中毒で問題に陥っている鉱山は、鉱山労働者の問題ほほんの氷山の一角のみしな顕在化してはいないのである。

職業病は……奇病だけなのかな？

元松尾鉱山労働者の健康被害は、土呂久の人達に劣らず全身にわたっている。労災認定基準は特に規定されているのではないが、公害健康被害補償法の基準が準用されるため、砒素等の影響と考えられる呼吸器や消化器の障害等は無視されている。肺がんだけでなく、たばこ土田武夫氏が重症の床から訴えても、行政は仲々動かなった。家族被害者・支援者の嘆願をさせるだけさせて、死後にや、と剖検の片手回をただけであった。

行政的に取扱われる疾患もまた、公害におけるオニ種地域の公害病と同様、一つの面にな他の原因で起ったのではないという医学的特異性のみを依り所としている。いわば「職業病は奇病のみを認める」ということになつているのである。例えば砒素によって肝障害や貧血や呼吸器疾患が起るといふことを仮に認めても、一人の労働者がこれらの疾患になつて起つても、それら砒素によって起つたという証拠を挙げられない限り認められないのである。

ある職業歴を共有する労働者群に起る奇病以外の疾患を、集団として把握するには疫学調査という手段を要求されるが、この事は、被害者であり、あるいは重症の患者をして、金と時間と多くの専門家を要する方法を強制しているのである。この事がいかに困難なことであるかは、今だに論争が続いている水俣病やイタイイタイ病にこいまでどのくらい金と時間と人が費や

さしたなを想像するだけでもなる。

行政がこいらの社会資源の一端を恩情式に提供することさえ被害者や支援者のよほどの組織力があつて初めて可能だというパターンの例外はおそらくないであろう。

行政の壁をつき破ろう

松尾にしる土呂久問題にしる被害者の復権で最も重要な点は、加害者側が限られた企業であるにもななわらず、被害者が最初に突き当るのは行政の壁である点である。両者の場合、企業はいくはく金の金を出しても、全て行政の仲介によるものである。直接責任を追及されることはない。いわば、一部の健康被害を金で片をつけてしまつて、物をいわさないうちに終息させてしまおうというわけなのである。

被害者をカブける

支援団体

日本鉱業（松尾）、住友金属
 鉱山（土呂又）は今まで金によ
 る口封じ以外には被害者の前に
 出ていない

松尾の鉱毒の影響は昭和十三
 年に地元の作物被害の補償陳情
 書があったという歴史的事実が
 あるにも関わらず、健康被害
 はないと行政がつき離している
 為に地域の指定もなされていない。
 旧従業員であれば店が知れ
 ているし、いずれ死に絶えるし
 全国に散っているのであるなら
 組織力もない、と判断している
 のではないだろうか。

行政の壁なら加害企業へと責
 任の追及を進めてゆくには、労
 働組合のような組織のない被害
 者の支えとしての支援団体の意
 義は、同様の被害者との連帯と
 共に、格別大きいものがある。
 松尾の場合も地元の教師や租

昭和50年10月29日才三種郵便物認可、「奥西労災職業病」27号 51年7月30日発行（毎月一回30日発行）

編集後記

一丘前の今頃、「労働者のための
 診療所を」と訂画を開始し、迂
 余曲折を経つつもようやく両所に
 こぎつけた。更に地道で着実な活
 動が要請されている、と気を引締
 めてがんばらなくては。
 村岡誌についても、ここらでも
 う一度、内容等の見直しをして現
 実の斗いにより適応したものに
 しようと考えています。近く、読者
 回りなどして皆さんの意見を伺う
 計画です。その時は御協力を！

合の支援が法廷斗争を前に少し
 ずつ広がりつつある。今年3月
 には北九州労働者安全センター
 （村田氏ら）の肝入りで、北九
 州の医師団による自主検診が実
 施された。我々もこれらの人達
 と連絡をとりながら、環境評価
 （分析等）も含めて被害の実態
 を更に明らかにしなければなら
 ないと考えている。

（文責 太田）

参考資料

- ① 機関紙「鉱毒」土呂又・松尾等鉱毒の被害者を守る会編
- ② 「まっお」日本鉱業旧松尾鉱山被害者の会
- ③ 宮崎県日向市鷲町二一七一の首藤正一、旧松尾鉱山鉱毒と被害者、日教組教研全国集會報告書、昭和四十九年
- ④ 日弁連公害対策委員会、休庵止鉱山被害報告書 一九七五年